

除去食の対象品目の見直しについて

本市手引きより

2 除去食の提供（レベル3）が可能な原因食物について

除去食（調理過程における対応）の提供が可能な原因食物は、原則、アからカまでの食品とし、各学校等の施設・設備の実情や調理体制等の状況に応じて可能な範囲で実施する。

【除去食の提供（レベル3）が可能な原因食物】

（ア）卵 （イ）小麦 （ウ）大麦 （エ）えび （オ）かに （カ）いか

1 「かに」について

献立作成及び物資選定方針（案）において、「かに及びかにを含む加工食品は使用しない」と定める。

→ 除去食の対象品目から「かに」が外れる。

2 「大麦」について

【栄養教諭のご意見】

除去食の対象品目から外してほしい。若しくは、「麦ごはんの大麦の除去に限る」としてほしい。

【理由】

○大麦の除去食対応ができていないのは、朝日センターと六条町センターだけである（表1）。

近隣の他市においても対応しているところはない（表2）。

（令和4年度対応人数）

朝日センター：小学生2人

六条町センター：小学生5人、中学生2人

○大麦は、食品表示法において表示義務があるもの（特定原材料7品目）及び表示が推奨されているもの（特定原材料に準ずるもの21品目）でない。

そのため、

- ・メーカーの商品規格書にアレルギーとして表示されない。
- ・保護者に配布している「加工食品等アレルギー一覧表」は、商品規格書を参考に28品目のアレルギーについて記載しているため、大麦については記載していない。
- ・本市の給食管理システムの機能により、保護者に配布している「詳細献立表」に28品目のアレルギーを含む食材には○印を付けることができるが、大麦には○印が付かない。
- ・以上のことから、大麦及び大麦を含む加工食品は、栄養教諭が毎月、もれがないよう確認し、アレルギー用の資料を作成している状況である。

(表1) 本市調理場における除去食対応の状況 (令和4年度)

品目数	対象品目	調理場数	調理場名
0	未実施	11	前田、三溪、川岡、円座、鬼無、国分寺北部、国分寺南部、国分寺中、牟礼、香川、山田 (一部対応)
1	卵	8	鶴尾、仏生山、香西、檀紙、中央、木太南、古高松南、屋島東
1	卵 (うずら卵は除去しない)	8	木太、古高松、一宮、弦打、屋島西、木太北部、庵治、香南
2	卵、小麦	1	太田南
3	卵、小麦、えび	1	屋島
3	卵 (うずら卵は除去しない)、アーモンド、カシューナッツ	1	下笠居 (3品目以外に除去可能な食品は随時対応)
5	卵、小麦、えび、かに、いか	2	太田、塩江
6	卵、小麦、大麦、えび、かに、いか	2	朝日新町、六条町

(表2) 他市の除去食対応の状況

市町名 (県内)	除去食の対象品目
丸亀市	卵、牛乳
観音寺市	卵、乳、カシューナッツ
三豊市	卵、乳、えび、かに、キウイフルーツ
東かがわ市	卵、乳
善通寺市・琴平市・多度津町	卵、乳

市名 (県外)	除去食の対象品目
徳島市	卵、そば米、かに、ピーナッツ
高知市	各調理場で設定
松山市	直営：卵、種実類 民間委託：可能な範囲で希望するアレルギー食品を除去
西宮市	卵
姫路市	各調理場で設定